確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令20号)第9条第1号及び第2号に定める区分
登録番号	東北地方整備局長 第2号
登録の有効期間	令和2年10月3日から令和7年10月2日
氏名又は名称	一般財団法人 岩手県建築住宅センター
代表者の氏名	理事長渡邊健治
主たる事務所の所在地	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 電話番号 019 (623) 4420
実施する住宅性能評価の種類	(1)設計住宅性能評価 (2)建設住宅性能評価(新築住宅)
住宅性能評価を行う 住宅の種類	(1) 戸建ての住宅 (住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。) (2) 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建て以外の住宅。)
住宅性能評価を行う区域	岩手県全域
確認を行う住宅の種類	(1) 戸建ての住宅 (住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。) (2) 共同住宅等 (共同住宅、長屋その他一戸建て以外の住宅。)
確認を行う区域	岩手県全域